

作料の標準額を定めることができることとし、その場合は「通常の農業経営が行われたとした場合における生産量、生産物の価格、生産費等を参酌し、耕作者の経営の安定を図ることを旨としなければならない。」としており(同法二四条の二)。なお、昭和四五年九月三〇日四五農地B第二八〇二号次官通達によれば、右標準額は、原則として、粗収益から物財費、雇用労働費、家族労働費、資本利子、公租公課(小作農が当該農業経営に関して負担するものをいう。)及び経営者報酬を控除して算出する土地残余方式によるべきであるとされている。さらに、右標準額に比較して著しく高額な契約小作料に対する減額勧告制度を定め、貸賃人において右標準額を尊重すべきことを求めており(同法二三条の三)。これらの規定や、市街化区域内農地について課税が強化された際にも、そのことを小作料増額の一事由とする等の手当てはなされなかったことなどに照らすと、農地法は、耕作者の地位ないし経営の安定を図るため、同法の適用を受ける小作料の額は、主として当該農地の通常の収益を基準として定められるべきものと、単に当該農地の公租公課が増額されたからといって、そのみを理由として直ちに小作料を増額しうることとは認めない」と解される。

3 以上の農地法の趣旨に照らし、また、前記の生産緑地法の立法趣旨や地方税法の改正経過等を考慮に入

れても、今回の制度改正によって結果的に課税額と小作料との間に逆ざや現象が生ずることになったとしても、農地法二三条一項に基づき、右格差を解消するための増額請求を許容することは困難であると解される。

この点について、原告は、被告らは、将来宅地として転売されたときに高く売れることや高い離作補償を受けられることの方を選択したものであるから、被告らにおいて、少なくとも生産緑地地区の指定を受けられなかったために増額された税負担に相当する分は、被告らにおいて賃料(小作料)として負担すべきものであると主張する。なるほど、前記認定の経過に照らすと、被告らが生産緑地地区指定に必要な同意書を提出しなかった背景には、生産緑地地区の指定を受けることによつて本件各土地の評価額が低く抑えられ、将来における小作料の増額に解約の際の離作補償の点で不利になるのではないかという危惧があったことによると認められるが、一方、生産緑地地区の指定を受けた場合、被告らも管業を義務づけられるなどの多大な制限を受け、生産緑地地区の指定を受けるか否かについては重大な利害関係を有しているものであり、前記の経過により同意しなかったからといって、それを直ちに不当であると評価することもできないというべきである。そして、原告も、被告らから申し入れのあった合意解約に応ずるためには、離作補

償(金銭の支払い)はこれに代わる土地の提供が必要となることから、これによる解決を望まず、そのことによる負担増加分を小作料の増額請求権を行使することによつて、賄おうとしたものであることや、本来、土地の固定資産税等は、その有する潜在的な収益力によつて決まる資産価値を課税の基礎とするものというべきであり、都市で供給される諸々のサービスによつてその不動産の収益力が定まるものであるから、その収益力の具体的現れである資産価値を課税の基礎とするのが公平であると考えられること、このよ

道府県知事あて農林水産省経済局長・構造改善局長通達、合意解約による解決も予定されていたこと等を考慮すると、原告が指摘する事情をもつてして、本件における各増額請求が理由ありとすることはできないというべきである。

三 結論

よつて、本件各増額請求の効力が発生したことを前提とする原告の本訴請求はいずれも理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

奈良地方裁判所 (裁判官一本松利忠) 別紙 物件目録(省略)

民事訴訟法

16 民・商、民事訴訟法 週刊誌の掲載記事によつて名譽が毀損されたとして提起された損害賠償請求訴訟について、週刊誌の頒布地の裁判所が管轄権を有するとされた事例

(大阪地裁平七(毛)第四二六四号、移送申立事件 平7・7・19第二五民事部決定 却下・抗告) (参照条文) 民事訴訟法一五五・二二条

- 申立人(被告) 河崎 貴一
右申立人ら訴訟代理人 人弁護士
古賀 正義
吉川 精一
喜田村 洋一
小野 晶子
二関 辰郎
智有 蔵上人
相手方(原告) 阪井 紘行
右訴訟代理人弁護士 片山 登志子
同 西田 広一
右阪井紘行訴訟復代理人弁護士

主文 本件移送の申立てを却下する。

理由 一 申立人らは、以下のように主張し、本件を東京地方裁判所に移送する旨の決定を求めている。

1 本件は、申立人会社発行の雑誌「週刊文春」に掲載された記事により相手方の名譽が毀損せられたことを理由として、相手方が申立人らに対して不法行為による損害賠償請求権に基づき慰謝料の支払等を請求するものであるが、申立人会社の行った行為は、「週刊文春」を発行し、それを取次業者に卸したことに止まるのであって、その後、「週刊文春」が大阪府内で発売頒布されたのは前記取次業者ないし販売店の行為であるから、相手方の主張する不法行為(社会的評価を低下させる記事掲載した週刊誌の発行)は東京府内においてなされたものであり、大阪府は不法行為地ではない。後記の相

の住居地も兵庫県であつて、大阪府ではないことから、同法三〇条により、本件訴訟は移送されるべきであると主張し、仮に大阪地方裁判所に管轄権があるとすると、本人又は証人として取調への予想されるY<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>及びXの主催するシグの会員の大半は東京又はその近辺に在住する者であるから、大阪地方裁判所で審理を進めるのは同法三二条にいう「著しい損害又は遅滞」を招く場合に当たると主張して、東京地方裁判所への移送の申立てをした。

本決定は、同法一五五一項にいう「其ノ行為アリタル地」とは、不法行為のなされた土地とその結果が発生した土地の双方を含むものであり、この理は、日本全国で販売頒布される週刊誌等の定期刊行物の発行による名譽毀損等の不法行為の場合のみ別個に考えなければならぬ理由はないとして、週刊誌の発行行為のみならず発売頒布行為も不法行為の一部を構成するとし、大阪地方裁判所に管轄権があると認めた。

また、同法三二条による移送の点については、Xが兵庫県在住であること、多数数の人証の尋問が必要と

は考えられないことを考慮すると、大阪地方裁判所で審理することによるYの損害が東京地方裁判所で審理することによるXの損害を著しく上回る点までは認められないとして、被告の申立てを却下した。

同法一五五項にいう、不法行為のありたる地の解釈については、不法行為の実行行為のなされた土地と損害の発生した土地の双方を含むと解されている(菊井・村松民事訴訟法一八九頁、注解民事訴訟法一巻一五頁参照)。そして、名譽毀損の新聞記事の印刷・頒布の場合についての裁判例としては、甲府地判昭31・2・2下民七卷二二〇〇頁がある。

本決定は、雑誌の発行・頒布による名譽毀損の場合についても、他の不法行為と別個に考える必要はないとの考えに立ち、管轄違いを理由とする移送の申立てを失当であると

した。また、三二条による申立てについては、理由がないとして、やはり申立てを却下した。

なお、本決定に対してYらから即時抗告がなされたが、原審と同様の理由で却下決定がなされ、原審の結果が支持された。

本件は、雑誌等の出版物の販売・頒布による名譽毀損を理由として損害賠償の訴えがなされた場合の管轄について判断した事例として、実務上参考になるものと思われる。

申立人(被告) 株式会社文藝春秋

右代表者代表取締役 田中 健吾

同 安藤 満

申立人(被告) 設楽 敦生

《解説》

Xは、兵庫県に在住の音楽家であり、その一方で、パソコン通信サービスにおいて「チャリコンピュターワールド」という大規模なシグを主催する者である。Y<sub>1</sub>は、東京都に本社を置く大手出版社であり、雑誌「週刊文春」を発行する者であり、Y<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>は、Y<sub>1</sub>の従業員であり、Y<sub>2</sub>は右の雑誌の編集者、Y<sub>3</sub>は同誌の記者で、本件で問題となった記事の執筆者である。

Y<sub>1</sub>は、平成六年八月に発行された「週刊文春」の誌上において、「Xが、自らの主催するシグを独裁的に運営している」旨の記事を掲載したが、Xは、右の記事の掲載された雑誌が日本全国で販売頒布されたことにより自己の名譽を著しく傷つけられたとして、Y<sub>1</sub>らに対して損害賠償及び謝罪広告の掲載を求める訴えを大阪地方裁判所に提起した。

Y<sub>1</sub>らは、Y<sub>1</sub>らが行った不法行為は、「週刊文春」を発行し、それを取次業者に卸したことに止まるのであって、その後、「週刊文春」が大阪府内で発売頒布されたのは取次業者ないし販売店の行為であるから、本件の不法行為がなされたのは被告の本社のある東京都内と解するのが相当であつて、大阪地方裁判所には民事訴訟法一五五一項による管轄権はないこと、また、債務履行地である原告

判例タイムズNo.903(1996.5.20)

判例タイムズNo.903(1996.5.20)

判例タイムズNo.903(1996.5.20)

判例タイムズNo.903(1996.5.20)

判例タイムズNo.903(1996.5.20)

判例タイムズNo.903(1996.5.20)

手方主張のように出版物等の発売頒布行為まで不法行為を構成するということになれば日本全国で発売頒布されている週刊誌等の定期刊行物での報道による名誉毀損のような事例においては、日本全国の裁判所が管轄権を有することにになり、被告は原告が恣意的に選択した裁判所での応訴を強いられることになるが、これは裁判管轄を認めたい趣旨に反する。このように、本件訴訟における不法行為地は東京都内であり、申立人会社の所在地並びに申立人設業及び同河崎の住所はいずれも東京都内にあり、相手方の住所は兵庫県西宮市にあるから、本件訴訟の管轄権は当該裁判所にはないといふべきである。したがって、民事訴訟法三〇条一項により、管轄権を有する東京地方裁判所に本件訴訟を移送する必要がある。

2 仮に本件訴訟の管轄権が当該裁判所にあるとしても、証拠調べが必要になると予想される関係者(久保俊彦、小松毅史、阿部道生、阿部涼子、申立人設業、河崎、相手方本人)のうち久保及び相手方本人を除く関係者が主として東京地区又はその近辺に居住しているものであるから、本件訴訟について著しい損害又は遅滞を避けるため、民事訴訟法三二条により、本件を東京地方裁判所に移送することが相当である。

二二 これに対して、相手方は、以下のように主張する。

1 管轄違いの主張に対しては、不法行為を構成する行為の一部でも存在する限り民事訴訟法一五条にいう「其ノ行為アリタル地」に該当するものといふことができる。この「週刊文春」の発行行為のみならず発売頒布行為もまた不法行為の一部を構成するものであるから、同週刊誌が大坂地方で頒布された本件においては、当該裁判所に管轄権があるといえる。

2 民事訴訟法三二条による移送の主張に対しては、本件において証拠調べとして予想されるのは、久保、小松の各証人尋問、申立人設業、同河崎及び相手方の各本人尋問であり、小松はどこへでも出かけて証言すると断言していること、久保は福岡在住であり東京よりも大阪のほうが時間的にも経済的にも軽負担で済むこと、申立人設業及び同河崎は申立人会社の社員として本件出版行為に関与した者である以上、この程度の不利益は甘受すべきであること、本件が東京地方裁判所に移送された場合、相手方や相手方代理人が費やす交通費などの負担比重は大手出版会社である申立人会社の比ではないこと、当該裁判所で本件訴訟を審理したとしても申立人らに著しい損害を生じたり訴訟進行が著しく遅れるとはいえないので、移送は認められない。

三一 そこで、まず、管轄違いに基づく移送の点について検討すると、本件訴訟は、申立人会社発行の「週刊文春」に掲載された記事により相手方の

名誉が毀損されたことをもって不法行為とし、申立人らに対して損害賠償等を求めるものであるが、不法行為に関する訴えの裁判管轄について定めている民事訴訟法一五条にいう「其ノ行為アリタル地」とは、不法行為の実行行為がなされた土地とその結果が発生した土地の双方を含むものであり、日本全国で発売頒布される週刊誌等の定期刊行物の発行による名誉毀損等の不法行為の場合のみ別個に考えなければならぬ理由はない。本件訴訟において、相手方は、右週刊誌が発行、発売、頒布されたことにより精神的損害を被つたと主張しているから、右週刊誌の発行行為のみならず発売頒布行為も不法行為の一部を構成するものといふべきであり、このことは、申立人ら主張のように右の発売頒布行為が取次業者及び販売店を介して行われたとしても何ら左右されるものではない。そして、「週刊文春」が大坂地方において頒布されたことは、申立人らも自認するところであるから、当該裁判所は本件訴訟の管轄権を有するものといふことができ、申立人らの管轄違いに基づく移送の申立てを認めることはできない。

2 次いで、民事訴訟法三二条による移送の点について検討すると、本件訴訟において現時点で予想される証拠方法としては、書証のほか、久保俊彦及び小松毅史の各証人尋問、申立人設業、同河崎及び相手方の各本人尋問

程度であり、本件事案の内容からすれば、右のほかに多人数の人証の尋問が必要であると考えられず、当該裁判所が本件訴訟を審理した場合であっても、証人の出頭確保が特に困難であるとか、これに要する費用及び証人の負担も許容できないほどのものとなることは考えられない。以上の事実に加えて、相手方本人は西宮市在住であることを考慮すると、当該裁判所で審理することによる申立人らの損害が東京地方裁判所で審理することによる相手方の損害を著しく上回るとまでは認めることができず、また当該裁判所における審理が著しく遅滞するといふこともできない。

したがって、民事訴訟法三二条により本件訴訟を東京地方裁判所に移送すべきものと認めることもできない。

四 以上のとおり、民事訴訟法三〇条又は三二条に基づき本件訴訟を移送すべき場合に当たると認めるところはできないから本件移送の申立てを却下することとし、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官鳥越健治 裁判官小林昭彦 裁判官山門 優)

### 民事保全法

#### 産業廃棄物処分場の建設禁止の仮処分立てについて、条件付きで建設禁止を命じた事例

【熊本地裁平四(ヨ)第三三三号(甲事件)、平五(ヨ)第三三三号(乙事件)、各産業廃棄物処分場建設禁止等仮処分申立事件、平成7.10.31民事第三部決定、一部認容・確定】

【参照条文】民事保全法二三条・二四條

【解説】  
一 Xらは、いずれも熊本県山鹿市の住民であるが、Yが、同市鍋田地区の山林等に産業廃棄物最終処分場を設置、使用、操業しようとしていることについて、水質汚染、大気汚染による健康被害等の差し迫った危険を理由とする、生命、健康を維持し、快適な生活を営む権利(人格権)に基づく差止請求権を被保全権利として、右処分場の建設及び使用、操業の差止めを仮処分命令の申立てをした。

これに対し、Yは、Xらは、環境権、生活権あるいは第三者の権利等

を被保全権利として主張しているものであるから、債権者としての適格を欠き、不適法として却下されるべきである、などと主張した。

二 本決定は、右処分場の概要、埋立予定地内への有害物質投棄の可能性、水質汚染の危険性、大気汚染の危険性、土壌汚染の危険性、ため池の溢水と堤の決壊の危険性、悪臭発生の危険性などについて認定したうえ、右処分場からの有害物質の漏出により地下水汚染が惹き起こされ、飲用・生活用水を確保する権利が侵害されるおそれがあるとして被保全権利を認め、Xらに将来生ずべき侵害を予防しつつ、最終処分場建設の必要性を満たすために、右処分場については、埋立予定地内に保有水及び雨水等の埋立地からの浸出を防止することができしや水工を設けることを条件として、右処分場の建設・操業を認めるのが相当であると判断し、条件付きで、処分場の建設・使用・操業の差止めを命じた。

三 民事保全法二四条によれば、裁判所は、申立ての目的を達するために必要な処分をすることができるとされているので、申立ての趣旨の範囲内で種々の処分をすることができると解されており(原井・河合・実務民事保全法一六三頁)、実務でも、仮

その内容は千差万別である。そして、本件のような生活被害環境被害等の差止め仮処分の先例としては、神戸地裁姫路支決昭46・8・16判時六五三三号一〇四頁(悪臭物の搬入禁止等)、大阪地決昭57・11・24本誌四九一八五頁、判時一〇六四号三頁(駐車場出入口の使用禁止)、広島高判昭48・2・14本誌二八九九号一四七頁、判時六九三三二七頁(し尿処理場の建設禁止)などがある。

ところで、執行を予定している仮処分命令にあっては、その執行方法が民事執行法及び民事保全法等の法律に定められていることが必要であることはいうまでもないが(原井・河合・前掲書一六四頁)、執行段階で無用なトラブルが発生することを回避するため、その仮処分の内容が一義的に明確であることが肝要であり、種々の条件などを付することは望ましいことではない。この観点からすると、本決定のような条件付仮処分命令の当否には疑問がないではないが、やや特殊な条件付仮処分命令事例として実務上参考となる。

甲事件債権者 古閑直子  
乙事件債権者 中原源二  
右一九名訴訟代理人 江越和信  
弁護士

同 三浦宏之  
同 森徳和  
債務者 九州産業株式会社  
右代表者代表取締役 梅木壽實  
右訴訟代理人弁護士 由井照二  
同 坂本秀徳

主文  
一 (甲事件債権者古閑直子、同藤本完一、同松本九州男、同松本健治、同松本英治、同松本キクエ、同松本敬治、同藤本正哉、同井上直之、同松本正行、同寺崎新一、同藤本毅、同坂本幸雄、同藤本時夫、同徳永義智、同池尻眞弓、同池尻尚光及び乙事件債権者中原源二、同中満申一郎、同原性喜、同古川正人、同池尻和則、同坂本健一、同森本光子、同徳永かし子、同松本陽子の人格権侵害を理由とする申立てに基づき)  
債務者は、埋立予定地内に保有水及び雨水等の埋立地からの浸出を防止することができるしや水工を設置しない限り、別紙物件目録(一)記載の各土地において、産業廃棄物の最終処分場の建設し、使用、操業してはならない。  
二 甲事件債権者田中祐司及び同永田周治の人格権侵害を理由とする申立て、甲事件債権者古閑直子の別紙物件目録(一)記載の土地の所有権侵害を理由とする申立て、甲事件債権者松本九州男、同松本健治、同松本英治、同松本敬治、同井上直之及び同松本正行の